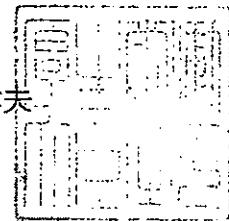


厚生労働省発職 0630 第 003 号
平成 23 年 6 月 30 日

労働政策審議会
会長 諏訪 康雄 殿

厚生労働大臣 細川 律夫



別紙「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則案要綱」について、貴会の意見を求める。

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則案要綱

第一 認定職業訓練

一 認定の申請

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号。以下「法」という。）第四条第一項の規定による職業訓練の認定（以下「職業訓練の認定」という。）を受けようとする者は、当該職業訓練の開始時期に応じ、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）の定める期間内に、職業訓練認定申請書に厚生労働省職業能力開発局長（以下「職業能力開発局長」という。）が定める書類を添えて機構に提出しなければならないものとすること。

二 法第四条第一項第三号の厚生労働省令で定める基準

法第四条第一項第三号の厚生労働省令で定める基準は、次の（一）から（八）までに掲げる事項について、当

該（一）から（十）に定めるものとすること。

（一）訓練を行う者 次のいずれにも該当するものであること。

イ 職業訓練の認定を受けようとする職業訓練（以下「申請職業訓練」という。）について、当該申

請職業訓練を開始しようとする日から遡って一年間において、当該申請職業訓練と同等の内容の職業訓練を適切に実施したことがあること。

- ロ 申請職業訓練を行おうとする者が過去に申請職業訓練と同一の分野に係る認定職業訓練を行つた場合にあつては、その実績が次のいずれにも該当すること。

(イ) 当該認定職業訓練を連續する三年の間に同一の都道府県の区域内において二以上の単位（職業訓練を行う一単位をいう。以下同じ。）について行い、かつ、当該二以上の単位の認定職業訓練の終了の日が当該三年の間にある場合にあつては、当該認定職業訓練の受講を修了した求職者（以下「修了者」という。）及び当該認定職業訓練が終了した日前に就職した又は自営業者となつたことを理由として当該認定職業訓練を受講することを取りやめた者（以下「就職理由退校者」という。）（以下「修了者等」という。）の就職率（修了者のうち当該認定職業訓練が終了した日（就職理由退校者にあつては、当該認定職業訓練の受講の取りやめに係る就職の日又は自営業者となつた日）から起算して三月を経過する日までの間に就職した者及び自営業者となつた者（ともに就職理由退校者を含む。）の合計数が、修了者（イ）に掲げる認定職業訓練の修了者のうち

連續受講（当該認定職業訓練から公共職業能力開発施設の行う職業訓練（以下「公共職業訓練」）という。）までの連續した受講（公共職業安定所長が認定したものに限る。）をいう。以下同じ。）をする者を除く。）及び就職理由退校者の合計数に占める割合をいう。以下同じ。）が、次に掲げる認定職業訓練の区分に応じ、当該二以上の単位の認定職業訓練について、次に定める割合を下回るものでないこと。

- (1) 専ら就職に必要な基礎的な技能及びこれに関する知識（(2)において「基礎的技能等」という。）を付与するための認定職業訓練（以下「基礎訓練」という。）百分の四十五
- (2) 基礎的技能等並びに実践的な技能及びこれに関する知識を付与するための認定職業訓練（二において「実践訓練」という。）百分の五十

(ロ) (1)の場合において、その行つた認定職業訓練に関する五による当該認定職業訓練に係る就職状況報告書において、当該認定職業訓練の修了者等の就職率が(1)及び(2)に掲げる認定職業訓練の区分に応じ、当該(1)及び(2)に定める割合を下回つたことが明らかになつた場合にあつては、当該就職状況報告書を機構に提出した後、初めて機構に対し職業訓練の認定の申請をする際、

就職率の改善に関する計画を提出したこと。

(八) 当該認定職業訓練の修了者の就職率が、次に掲げる認定職業訓練の区分に応じ、次に定める割合を下回るものでないこと。

(1) 基礎訓練 百分の三十

(2) 実践訓練 百分の三十五

(二) 五による機構に対する報告書において、五の修了者及び就職理由退職者の数が当該認定職業訓練の修了者の数の百分の八十を下回るものでないこと。

ハ 国、地方公共団体、特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人（その資本金の全部若しくは大部分が国からの出資による法人又はその事業の運営のために必要な経費の主たる財源を國からの交付金若しくは補助金によつて得ている法人に限る。）、独立行政法人及び地方独立行政法人でないこと。

二 申請職業訓練の実施日、受講者その他の認定職業訓練に関する事項を記載した帳簿を適切に保管すること。

ホ 申請職業訓練に係る苦情の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる業務運営体制を整備すること。

ヘ 申請職業訓練を受講する者の個人情報を取り扱うに当たっては、当該者の権利及び利益を侵害することのないような管理及び運営を行うこと。

ト 申請職業訓練が行われる施設ごとに、当該施設において行われる職業訓練の適正な実施の管理に係る責任者を配置すること。

チ ニからトまでに掲げるもののほか、申請職業訓練の適正な実施を確保するための措置を講ずること。

リ 次のいずれにも該当しないものであること。

(イ) 法、職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）、労働基準に関する法律その他職業能力開発に係る事業に関する法律の規定により、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

(ロ) その納付すべき所得税、法人税、消費税、道府県民税、市町村民税、都民税、特別区民税、事

業税、地方消費税、不動産取得税、固定資産税、事業所税及び都市計画税、社会保険料（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第七十四条第二項に規定する社会保険料をいう。）並びに労働保険料（労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号。以下「徴収法」という。）第十条第二項に規定する労働保険料をいう。九において同じ。）をいう。）を納付していない者

(八) 過去に認定職業訓練に係る職務の遂行に関し不正の行為をしたことの理由として、法第四条第二項の規定により同条第一項の認定の取消しを受けた者又は過去に認定職業訓練に係る職務の遂行に関し不正の行為をしたことにより、当該認定職業訓練が同条第二項の規定により同条第一項各号に掲げる要件に適合しないものと厚生労働大臣が認めた者（当該認定を取り消された者が法人又は団体である場合にあっては、当該法人又は団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。（か）において同じ。）又は役員であった者を含む。（二）及び（ホ）において同じ。）

(二) 法第四条第二項の規定により同条第一項の認定を取り消され（八）に規定する理由によるものを

除く。）、当該取消しの日から起算して五年を経過しない者

(ホ) 過去五年以内に行つた認定職業訓練が法第四条第二項に規定する事由（ハ）に規定する理由によるものを除く。）に該当するものと厚生労働大臣が認めた者

(ヘ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

(ト) 暴力団員等がその事業活動を支配する者

(チ) 暴力団員等をその業務に従事させ、又は当該業務の補助者として使用するおそれのある者

(リ) 破壊活動防止法（昭和二十七年法律第二百四十号）第五条第一項に規定する暴力主義的破壊活動を行つた団体及びその構成員

(ヌ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条

第一項に規定する風俗営業又は同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を行う者及びこれらの営業に係る業務に従事する者

(ル) 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第十七条の規定に基づく更生手続開始の申立てが行われている者又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二十一条第一項の規定に基づく再生手続開始の申立てが行われている者

(ヲ) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

(ワ) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であって、その法定代理人が(イ)から(ヲ)までのいずれかに該当するもの

(カ) 申請職業訓練を行う者が法人又は団体である場合にあっては、役員のうちに(イ)から(ヲ)までのいずれかに該当する者がある者

(ヨ) (イ)から(カ)までに掲げるもののほか、その行つた認定職業訓練（申請職業訓練を行う者が過去五年以内に行つたものに限る。以下同じ。）に関して不適切な行為をしたことがある者又はその他関係法令の規定に反した等の理由により認定職業訓練を行わることが不適切であると機構が認めた者

訓練の対象者 法第二条に規定する特定求職者であつて法第十二条第一項の規定により公共職業安

定所長の指示を受けたものその他公共職業安定所長が認定職業訓練を受講することが適当であると認めた求職者（以下「特定求職者等」という。）であること。

(三) 教科 次のいずれにも該当するものであること。

イ その科目が就職に必要な技能及びこれに関する知識を十分に有していない者の職業能力の開発及び向上を図るために効果的なものであること。

ロ 次のいずれにも該当しないものであること。

(イ) 社会通念上、職業能力の開発及び向上に相当程度資するものであると認められないもの

(ロ) 当該教科に係る知識及び技能の習得が、特定求職者の段階的に安定した雇用に結びつくことが期待し難いと認められるもの

(ハ) 法令に基づく資格等に関するものその他の特定求職者の就職に資する職業訓練として適當でないと認められるもの

訓練の実施方法 通所の方法によつて行うこと。

訓練期間 三月以上六月以下の適切な期間であること。

(五) (四)

(六) 訓練時間 一月につき百時間以上であり、かつ、一日につき原則五時間以上六時間以下であること。
(七) 施設及び設備 教科の科目に応じ当該科目の訓練を適切に行うことができると認められるものであること。

(八) 教材 申請職業訓練の内容と整合しており、かつ、適正な費用の教材を使用すること。

(九) 訓練生の数 訓練を行う一単位につきおおむね十人からおおむね三十人までであること。

(十) 訓練受講に係る費用 入学料及び受講料は無料であること。また、申請職業訓練を受講する者が所有することとなる教科書その他当該申請職業訓練の受講に係る費用は、あらかじめ当該申請職業訓練を受講する者が負担すべき旨を明示したものを除き、無料であること。

(十一) 講師 教科の科目に応じ当該科目の訓練を効果的に指導できる専門知識、能力及び経験を有する者であつて、申請職業訓練を適正に運営することができ、かつ、担当する科目の内容について指導等の業務に従事した十分な経験を有するものであること。

(十二) 実習 実習を含む申請職業訓練にあつては、当該実習が次のいずれにも該当すること。

イ 当該実習が行われる事業所の事業主が行う業務の遂行の過程内における実務を通じた実践的な技

能及びこれに関する知識の習得に係る実習であること

ロ 当該実習が行われる事業所の事業主と当該実習を受ける求職者との雇用関係を伴わないものであること。

ハ 実習実施機関において、実習指導者、訓練評価者及び管理責任者を配置していること。

ニ 安全衛生に関する技能及びこれに関する知識の習得を目的とした実習を含むものであること。

ホ 訓練を受講する者の安全衛生その他の作業条件について、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）及び労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）の規定に準ずる取扱いをするものであること。

ヘ 当該実習が行われる事業所の事業主及び従業員が、（一）のリに該当するものであること。

(十三) 習得された技能及びこれに関する知識の評価 訓練期間一ヶ月ごとに少なくとも一回当該申請職業訓練を受講することによる技能及びこれに関する知識の習得状況の適正な評価を行うとともに、当該申請職業訓練の終了前においても当該申請職業訓練を受講することにより習得された技能及びこれに関する知識の適正な評価を行い、これらの評価（以下「習得度評価」という。）の内容を、ジョブ・カ

ード（職業能力開発局長が定める様式による当該求職者の職歴その他の職業能力に係る事項、当該申請職業訓練が行われる施設内に配置されたキャリア・コンサルティングを行う者であつて厚生労働大臣が定めるもの（以下「担当キャリア・コンサルタント」という。）が行うキャリア・コンサルティングを踏まえた当該求職者の就業に関する目標その他職業能力の開発及び向上に関する事項及び習得度評価の内容を記載するための書面をいう。（五のロのトにおいて同じ。）に記載すること。

(十四)

（四）（五）

- ・ キャリア・コンサルティングの実施 担当キャリア・コンサルタントを申請職業訓練を行う施設内に配置し、当該申請職業訓練を受ける求職者に、当該担当キャリア・コンサルタントが行うキャリア・コンサルティングを当該申請職業訓練が行われる期間中に二回以上受けさせること。
- ・ 就職の支援 申請職業訓練を受講する求職者の就職の支援のため、次に掲げる措置を講ずること。
 - イ ロに掲げる申請職業訓練を受講する求職者の就職の支援に関する措置に係る責任者を配置すること。

口 申請職業訓練を受講する求職者の就職の支援に関する措置として、次に掲げるものを行うこと。

(イ) 職業相談

(口) 求人情報の提供

(ハ) 履歴書の作成に係る指導

(二) 公共職業安定所が行う就職説明会の周知

(ホ) 公共職業安定所への訪問指示

(ヘ) 求人者に面接するに当たつての指導

(ト) ジョブ・カードの作成の支援及び交付

(チ) その他申請職業訓練を受講する求職者の就職の支援のため必要な措置

(十六)

報告 申請職業訓練の終了後に、就職した修了者及び就職理由退校者の数その他の就職に関する状況に係る報告書の提出を、機構に対して適切に行うこと。

(十七)

災害補償 申請職業訓練を行う際災害が発生した場合の補償のために、必要な措置を講ずること。

(十八)

その他 特定求職者の就職に資する職業訓練としての適正な実施を確保するために必要な措置を講ずること。

三 都道府県労働局長への報告

機構は、法第四条第三項の規定により職業訓練の認定をしたときは、その旨を当該認定職業訓練が行われる事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長に報告しなければならないものとすること。

四 認定職業訓練に関する事項の変更の届出

認定職業訓練を行う者は、認定職業訓練に関し、(一)に掲げる事項について変更があつた場合（軽微な変更があつた場合を除く。）には速やかに変更のあつた事項及び年月日を、(二)に掲げる事項について変更しようとする場合にはあらかじめその旨を機構に届け出なければならないものとすること。

(一) 認定職業訓練を行う者（認定職業訓練のうち実習部分を委託した者を含む。）の氏名又は名称及びその住所又は主たる事務所の所在地

(二) 認定職業訓練が行われる施設の名称及び定款等に記載した事項

五 就職状況の報告

認定職業訓練を行う者は、当該認定職業訓練が終了した日から起算して四月以内の間に、同日から起算して三月を経過する日までの間に就職した又は自営業者となつた修了者及び就職理由退校者の数その他の就職に関する状況を記載した就職状況報告書を、機構に提出しなければならないものとすること。

六 機構への通知

厚生労働大臣は、法第四条第二項の規定により職業訓練の認定を取り消したときは、その旨を機構に通知しなければならないものとすること。

七 法第五条に規定する助成

法第五条に規定する認定職業訓練を行う者に対する助成として、認定職業訓練実施奨励金を支給するものとすること。

八 認定職業訓練実施奨励金

(一) 認定職業訓練実施奨励金は、認定職業訓練実施基本奨励金及び認定職業訓練実施付加奨励金とするものとすること。

(二) 認定職業訓練実施基本奨励金は、特定求職者等に対し認定職業訓練を適切に行つた者（三本文により認定職業訓練実施基本奨励金が支給される場合にあつては、認定職業訓練を適切に行う者）に対して、次のイ及びロに掲げる認定職業訓練の区分に応じ、当該イ及びロに定める額を支給するものとすること。

イ 基礎訓練 次の(イ)及び(ロ)に掲げる基本奨励金支給単位期間（認定職業訓練の期間を、当該認定職業訓練が開始された日又は各月においてその日に応当し、かつ、当該認定職業訓練の期間内にある日（その日に応当する日がない月においては、その月の末日。以下八において「開始応当日」という。）から各翌月の開始応当日の前日（当該認定職業訓練が終了した日（同日前に当該認定職業訓練の受講を取りやめた者にあっては、当該認定職業訓練の受講を取りやめた日。以下イにおいて同じ。）の属する月にあっては、当該認定職業訓練が終了した日）までの各期間に区分した場合における一の期間をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ(イ)及び(ロ)に定める額を合算した額

(イ) (ロ)に掲げる基本奨励金支給単位期間以外の基本奨励金支給単位期間 当該基礎訓練を受けた特定求職者等（三）の基本奨励金支給対象期間（三）ただし書の場合にあっては、当該基礎訓練の全ての基本奨励金支給単位期間。以下同じ。）において、当該基礎訓練を受講した日数の当該基本奨励金支給対象期間における当該基礎訓練の実施日数に占める割合が八割を超えた者に限る。（ロ）において同じ。）一人につき六万円に当該基礎訓練のそれぞれの基本奨励金支給対象期間における基本奨励金支給単位期間の数を乗じて得た額

(ロ) 基本奨励金支給単位期間における日数が二十八日未満である基本奨励金支給単位期間 当該基礎訓練を受講した特定求職者等一人につき三千円に当該基本奨励金支給単位期間における当該基礎訓練の実施日数を乗じて得た額

口 実践訓練 次の(イ)及び(ロ)に掲げる基本奨励金支給単位期間の区分に応じ、当該(イ)及び(ロ)に定める額を合算した額

(イ) (ロ)に掲げる基本奨励金支給単位期間以外の基本奨励金支給単位期間 当該実践訓練を受講した特定求職者等 (三)の基本奨励金支給対象期間において、当該実践訓練を受講した日数の当該基本奨励金支給対象期間における当該実践訓練の実施日数に占める割合が八割を超えた者に限る。(ロ)において同じ。) 一人につき五万円に当該実践訓練の基本奨励金支給単位期間の数を乗じて得た額

(ロ) 基本奨励金支給単位期間における日数が二十八日未満である基本奨励金支給単位期間 当該実践訓練を受講した特定求職者等一人につき一千五百円に当該基本奨励金支給単位期間における当該実践訓練の実施日数を乗じて得た額

(三)

認定職業訓練基本奨励金は、連続する二の基本奨励金支給単位期間（当該連続する二の基本奨励金支給単位期間の末日の翌日から認定職業訓練が終了した日までの連続する基本奨励金支給単位期間の数が三に満たない場合は、当該連続する基本奨励金支給単位期間。以下「基本奨励金支給対象期間」という。）ごとに、(二)の規定に基づき当該基本奨励金支給対象期間に相当する期間について支給すべき額として算定した額を支給するものとする。ただし、当該認定職業訓練を行う者が当該認定職業訓練を適切に終了させた場合においては、当該認定職業訓練を行った者が希望する場合に限り、基本奨励金支給対象期間ごとに支給する認定職業訓練基本奨励金に代えて、(二)に基づき当該認定職業訓練の全ての基本奨励金支給単位期間について支給すべき額として算定した額の認定職業訓練基本奨励金を支給することができるものとすること。

(四)

認定職業訓練実施付加奨励金は、イに該当する者に対して、口に定める額を支給するものとすること。

イ 実践訓練に係る認定職業訓練実施基本奨励金の支給を受ける者であつて、当該実践訓練の修了者等の就職率（当該実践訓練の修了者等であつて、当該実践訓練の終了した日から起算して三月を経

過した日において雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第四条第一項に規定する被保険者であるもの及び同法第五条第一項の適用事業の事業主の合計数を当該実践訓練の修了者等の数で除して得た率であつて、当該実践訓練の終了した日から起算して四月を経過した日までの間に当該実践訓練を行つた者が機構に届け出たものをいう。以下同じ。）が口(イ)又は(ロ)に掲げる率に該当する実践訓練を行つたもの

ロ 次に掲げる就職率の区分に応じ、次に定める額

(イ) 百分の四十以上百分の五十五未満 当該実践訓練の修了者等一人につき一万円に当該実践訓練の付加奨励金支給単位期間（実践訓練の期間を、当該実践訓練が開始された日又は開始応当日から各翌月の開始応当日の前日（当該実践訓練が終了した日の属する月にあつては、同日。）まで の各期間に区分した場合における一の期間をいう。ロにおいて同じ。）の数を乗じて得た額

(ロ) 百分の五十五以上 当該実践訓練の修了者等一人につき二万円に当該実践訓練の付加奨励金支給単位期間の数を乗じて得た額

九 労働保険料滞納事業主等に対する不支給

八の二)及び(四)にかかわらず、認定職業訓練実施基本奨励金及び認定職業訓練実施付加奨励金は、労働保険料の納付の状況が著しく不適切である、又は過去に偽りその他不正の行為により、認定職業訓練実施基本奨励金若しくは認定職業訓練実施付加奨励金の支給を受け、若しくは受けようとした認定職業訓練を行う者に対しては、その全部又は一部を支給しないものとすること。

第二 職業訓練受講給付金

一 職業訓練受講給付金の種類

法第七条第一項の給付金は、職業訓練受講手当及び通所手当とするものとすること。

二 職業訓練受講手当の要件

職業訓練受講手当は、法第十二条第一項の規定により公共職業安定所長が指示した認定職業訓練又は公共職業訓練等（以下「認定職業訓練等」という。）を受ける特定求職者が、給付金支給単位期間（認定職業訓練等の期間を、当該認定職業訓練等が開始された日又は各月においてその日に応当し、かつ、当該認定職業訓練等の期間内にある日（その日に応当する日がない月においては、その月の末日。以下「訓練開始応当日」という。）から各翌月の訓練開始応当日の前日（当該認定職業訓練等が

終了した日の属する月にあつては、当該認定職業訓練等が終了した日（同日前にやむを得ない理由により当該認定職業訓練等の受講を取りやめた者にあつては、当該認定職業訓練等の受講を取りやめた日）までの各期間に区分した場合における当該区分による一の期間をいう。以下同じ。）において次の（一）から（七）までのいずれにも該当するときに、当該給付金支給単位期間について支給するものとすること。

- (一) 当該特定求職者の収入の額が八万円以下であること。
- (二) 当該特定求職者並びに当該特定求職者と同居の又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母（以下「配偶者等」という。）の収入を合算した額が二十五万円以下であること。
- (三) 当該特定求職者並びに当該特定求職者と同居の又は生計を一にする別居の配偶者等の所有する金融資産の合計額が三百万円以下であること。
- (四) 当該特定求職者が現に居住している土地及び建物以外に、土地及び建物を所有していないこと。
- (五) 認定職業訓練等の全ての実施日に当該認定職業訓練等を受講していること。ただし、やむを得ない理由により受講しなかつた当該認定職業訓練等の実施日がある場合にあつては、当該認定職業訓練等を受講した日数の当該認定職業訓練等の実施日数に占める割合が八割以上であること。

(六) 当該特定求職者と同居の又は生計を一にする別居の配偶者等が、職業訓練受講手当の支給を受けた認定職業訓練等を受講していないこと。

(七) 過去三年以内に偽りその他不正の行為により、雇用保険法第十条に規定する失業等給付若しくは同法第四章の規定により支給される給付金又は雇用対策法（昭和四十一年法律第二百三十二号）第十八条に規定する職業転換給付金等の支給を受けたことがないこと。

三 職業訓練受講手当の額

職業訓練受講手当の額は、(一)及び(二)に掲げる給付金支給単位期間の区分に応じて、当該(一)及び(二)に定める額とするものとすること。

(一) (二)に掲げる給付金支給単位期間以外の給付金支給単位期間 十万円

(二) 給付金支給単位期間における日数（当該給付金支給単位期間内に、当該特定求職者が雇用保険法第十五条第一項に規定する受給資格者でなくなつた日又は職業訓練受講手当の支給を受けた認定職業訓練等を受講している、当該特定求職者と同居の又は生計を一にする別居の配偶者等が当該認定職業訓練等の受講を終了した日若しくは六に規定する特定求職者でなくなつた日（注）がある場合にあって

は、当該日（これらの日が複数ある場合にあっては、そのうち最も遅い日）から当該給付金支給単位期間の末日（十二又は二十四の給付金支給単位期間分に達した給付金支給単位期間にあっては、当該達した日）までの日数）が二十八日未満である給付金支給単位期間 三千五百八十円に当該給付金支給単位期間における日数を乗じて得た額

（注）前回の受給から六年が経過する日

四 職業訓練受講手当の支給期間

- (一) 職業訓練受講手当は、一の認定職業訓練等について、十二（公共職業安定所長が特に必要があると認める場合は、二十四。（二において同じ。）の給付金支給単位期間分を限度として支給するものとすること。ただし、複数の三の二の給付金支給単位期間について支給した場合であつて当該複数の給付金支給単位期間における日数を合算した日数が二十八日以下の場合には、その給付金支給単位期間数にかかわらず、一の給付金支給単位期間分を支給したものとして計算すること。
- (二) 連続受講に係る職業訓練受講手当は、(一)にかかわらず、その基礎訓練及び公共職業訓練について、合わせて十二の給付金支給単位期間分を限度として支給するものとすること。ただし、当該基礎訓練

及び当該公共職業訓練に係る給付金支給単位期間のうちに三の二の給付金支給単位期間がある場合は、厚生労働大臣の定めるところにより、当該給付金支給単位期間における日数を合算した日数に応じて、一又は複数の給付金支給単位期間分を支給したものとして計算するものとすること。

五 通所手当

(一) 通所手当は、職業訓練受講手当の支給を受ける特定求職者が、当該支給を受ける給付金支給単位期間において、次のイからハまでのいずれかに該当する場合に、当該給付金支給単位期間について支給するものとすること。

イ 特定求職者の住所又は居所から認定職業訓練等を行う施設への通所（以下五において「通所」という。）のため、交通機関又は有料の道路（以下五において「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下五において「運賃等」という。）を負担することを常例とする者（交通機関等を利用しなければ通所することが著しく困難である者以外の者であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通所するものとした場合の通所の距離が片道二キロメートル未満であるもの及びハに該当する者を除く。）

ロ 通所のため自動車その他の交通の用具（以下五において「自動車等」という。）を使用することを常例とする者（自動車等を使用しなければ通所することが著しく困難である者以外の者であつて自動車等を使用しないで徒步により通所するものとした場合の通所の距離が片道二キロメートル未満であるもの及びハに該当する者を除く。）

ハ 通所のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする者（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通所することが著しく困難な者以外の者であつて、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を利用しないで徒步により通所するものとした場合の通所の距離が片道二キロメートル未満であるものを除く。）

(二) 通所手当の給付金支給単位期間当たりの額は、次のイからホまでに掲げる特定求職者の区分に応じて、当該イからホまでに定める額とするものとすること。ただし、その額が四万二千五百円を超えるときは、四万二千五百円とするものとすること。

イ (一) のイに該当する者 その者の当該給付金支給単位期間の通所に要する運賃等の額に相当する額
(以下五において「運賃等相当額」という。)

口 (一)の口に該当する者 自動車等を使用する距離が片道十キロメートル未満である者にあっては三千六百九十円、その他の者にあっては五千八百五十円（厚生労働大臣の定める地域に居住する者であつて、自動車等を使用する距離が片道十五キロメートル以上である者にあっては八千円）

ハ (一)のハに該当する者（交通機関等を利用しなければ通所することが著しく困難である者以外の者であつて、通常徒步によることが例である距離内においてのみ交通機関等を利用しているものを除く。）のうち、自動車等を使用する距離が片道二キロメートル以上である者及びその距離が片道二キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通所することが著しく困難である者 イに掲げる額と口に掲げる額との合計額

ニ (一)のハに該当する者（ハに掲げる者を除く。）のうち、運賃等相当額が口に掲げる額以上である者 イに掲げる額

ホ (一)のハに該当する者（ハに掲げる者を除く。）のうち、運賃等相当額が口に掲げる額未満である者 口に掲げる額

(三) 運賃等相当額の算定は、運賃、時間、距離等の事情に照らし、最も経済的かつ合理的と認められる

通常の通所の経路及び方法による運賃等の額によつて行うものとすること。

(四) 運賃等相当額は、次のイ及びロによる額の総額とするものとすること。

イ 交通機関等が定期乗車券（これに準ずるものと含む。ロにおいて同じ。）を発行している場合は、当該交通機関等の利用区間に係る通用期間一箇月の定期乗車券の価額（価額の異なる定期乗車券を発行しているときは、最も低廉となる定期乗車券の価額）

ロ 交通機関等が定期乗車券を発行していない場合は、当該交通機関等の利用区間にについての通所二十一回分の運賃等の額であつて、最も低廉となるもの

(五) 三の二の給付金支給単位期間の通所手当の額は、(二)にかかわらず、当該給付金支給単位期間における日数を二十八で除して得た割合を(二)による額に乗じて得た額とするものとすること。

六 六年以内に職業訓練受講給付金を受けた特定求職者への不支給

現に受講している認定職業訓練等の直前の職業訓練受講給付金の支給を受けた認定職業訓練等（当該認定職業訓練等が連續受講に係る公共職業訓練であつて、当該連續受講に係る基礎訓練及び公共職業訓練のいずれについても職業訓練受講給付金の支給を受けている場合にあつては、当該基礎訓練）（当該

認定職業訓練等が終了した日前にやむを得ない理由により受講を取りやめた認定職業訓練等（当該認定職業訓練等が連續受講に係る公共職業訓練であつて、当該連續受講に係る基礎訓練及び公共職業訓練のいずれについても職業訓練受講給付金の支給を受けている場合にあつては、当該基礎訓練及び当該公共職業訓練）を除く。）について、当該職業訓練受講給付金の支給を受けた最初の給付金支給単位期間の初日から六年を経過しない特定求職者には、職業訓練受講給付金を支給しないものとすること。ただし、現に受講している認定職業訓練等が連續受講に係る公共職業訓練であつて、当該連續受講に係る基礎訓練について職業訓練受講給付金の支給を受けている場合は、この限りでないものとすること。

七 法第十二条の規定による公共職業安定所長の指示に従わない特定求職者への不支給

- (一) 特定求職者が、正当な理由がなく、法第十二条第一項の規定による公共職業安定所長の指示に従わなかつたときは、その従わなかつた日の属する給付金支給単位期間以後、職業訓練受講給付金を支給しないものとすること。
- (二) (一)に規定する特定求職者が法第十二条第一項の規定により公共職業安定所長が新たに指示した認定職業訓練等を受講する場合には、(一)の規定にかかわらず、職業訓練受講給付金を支給するものとする

こと。

(三) (一)により職業訓練受講給付金の支給を受けることができなくなつた特定求職者が受講していた認定職業訓練等に係る六の適用については、職業訓練受講給付金の支給を受けた認定職業訓練等とみなすものとすること。

八 不正受給者への不支給

- (一) 偽りその他不正の行為により職業訓練受講給付金の支給を受け、又は受けようとした者には、当該職業訓練受講給付金の支給を受け、又は受けようとした日の属する給付金支給単位期間以後、職業訓練受講給付金を支給しないものとすること。
- (二) (一)に規定する特定求職者が法第十二条第一項の規定により公共職業安定所長が新たに指示した認定職業訓練等を受講する場合には、(一)の規定にかかわらず、職業訓練受講給付金を支給するものとすること。
- (三) (一)により職業訓練受講給付金の支給を受けることができなくなつた特定求職者の受講していた認定職業訓練等に係る六の適用については、職業訓練受講給付金の支給を受けた認定職業訓練等とみなす

ものとすること。この場合において、六中「六年」とあるのは「九年」とするものとすること。

- 九 職業訓練受講給付金の支給を受ける特定求職者に対する貸付けに係る保証を行う一般社団法人等への補助

一に規定するもののほか、職業訓練受講給付金の支給を受ける特定求職者の認定職業訓練等の受講を容易にするための資金の貸付けに係る保証を行う一般社団法人又は一般財団法人に対して、当該保証に要する経費の一部補助を行うものとすること。

十 職業訓練受講給付金の支給手続

職業訓練受講給付金の支給を受けようとする特定求職者は、当該特定求職者の住所又は居所を管轄する公共職業安定所（以下「管轄公共職業安定所」という。）に出頭し、職業訓練受講給付金支給申請書に就職支援計画書その他厚生労働省職業安定局長が定める書類を添えて提出しなければならないものとすること。

第三 就職支援計画書の交付等

- 一 就職支援計画書の交付

管轄公共職業安定所の長は、法第十二条の規定による就職支援計画を作成した場合には、法第十二条の規定による指示と併せて、特定求職者に対し、これを交付しなければならないものとすること。

二 就職支援計画の内容

就職支援計画は、次に掲げる事項を記載した就職支援計画書によるものとすること。

- (一) 当該特定求職者が受講する認定職業訓練等
- (二) 当該特定求職者が受けける職業指導及び職業紹介
- (三) (二)の措置を受けるために当該特定求職者が管轄公共職業安定所に出頭すべき日
- (四) 当該特定求職者の就職の状況に係る報告に関する事項
- (五) その他特定求職者の就職を容易にするために必要な事項

三 法第十三条第三号の厚生労働省令で定めるもの

法第十三条第三号の厚生労働省令で定めるものは、認定職業訓練を行う者による就職の支援に関する措置とするものとすること。

一 権限の委任

法第四条第二項等に規定する厚生労働大臣の権限の一部を、都道府県労働局長に委任するものとすること。また、当該権限の一部を管轄公共職業安定所長に委任するものとすること。ただし、厚生労働大臣又は都道府県労働局長が自らその権限を行うことを妨げないものとすること。

二 帳簿の備付け

認定職業訓練を行う者は、認定職業訓練の適正かつ確実な実施を確保するため、帳簿を備え付け、これに当該認定職業訓練の実施日、受講者その他の認定職業訓練に関する事項を記載するとともに、当該認定職業訓練終了後六年間、これを保管しなければならないものとすること。

第五 その他

一 施行期日

この省令は、平成二十三年十月一日から施行するものとすること。ただし、二及び五の一部については、公布の日から施行するものとすること。

二 相当認定を受けた職業訓練が認定職業訓練とみなされない事由

法附則第三条第二項の厚生労働省令で定める事由は、相当認定に係る職業訓練が法第四条第一項各号に掲げる要件のいずれかに適合しないこととするものとすること。

三 職業訓練の認定に係る厚生労働省令で定める基準の特例

(一) 第一の二にかかるわらず、厚生労働大臣は、この省令の施行の日から平成二十四年三月三十一日までの間に青森県、岩手県、宮城県、福島県又は茨城県に所在する施設において開始される労働安全衛生法第七十六条第一項の技能講習（車両系建設機械に係るものに限る。）の修了資格の取得に係る職業訓練（道路交通法（昭和三十五年法律第一百五号）第八十五条第一項に規定する大型特殊免許の取得に係る職業訓練を併せて行うものを含む。）であつて、法第四条第一項各号に掲げる要件を満たすものについて、実践訓練として同項の認定を行うことができるものとすること。この場合において、所要の読み替え（注）を行うほか、第一の二の一、二、三、四並びに五の口の(イ)、(ア)、(ヘ)、(ト)及び(チ)は適用しないものとすること。

(注) 第一の二の五中「三月以上六月以下」を「一月以下」と、同一の六中「百時間以上」であり、かつ、一日につき原則五時間以上六時間以下」を「五十時間以上」とする読み替えを行う。

(二) 第一の八にかかわらず、(一)の職業訓練であつて法第四条第一項の認定を受けたものに係る認定職業訓練実施基本奨励金の額については、基本奨励金支給単位期間における当該実践訓練を受けた特定求職者等（第一の八の(二)のイの(イ)の特定求職者等をいう。）一人につき十二万円を乗じて得た額とするほか、第一の八の(四)は適用しないものとすること。

四 職業訓練の実施に関する経過措置

施行日前に認定職業訓練を受けることにより習得される技能及びこれに関する知識と同等の技能及び知識が習得される職業訓練として厚生労働大臣が定めるものを行つた者については、第一の二の(一)の口の(イ)及び同一のリの(ハ)の適用については、認定職業訓練を行つた者とみなすものとすること。この場合において、所要の読み替え（注）を行うこと。

（注）第一の二の(一)の口本文中「過去に」とあるのは「過去に申請職業訓練を行う施設の所在する都道府県と同一の都道府県において」と、同口の(イ)中「次に定める割合」を「百分の三十」とする等の読み替えを行う。

五 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。